

「電気通信事業法施行規則」等の改正の概要

改正の主なポイント

- 故障による利用者に及ぼす影響が大きい（交換機能、制御機能、設備の運用・監視・保守に係る機能、加入者管理機能を有する）携帯電話用設備等について、トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加を想定した**過負荷試験の実施を義務化**。【事業用電気通信設備規則第8条の2の2】
- 事業用電気通信設備の**自己確認の届出事項**に、当該過負荷試験に関する説明書を追加。【電気通信事業法施行規則第27条の5 第4号】
- 電気通信事業者が事業用電気通信設備の管理の方針・体制・方法等を自ら定める**管理規程の届出事項として、以下を追加**。【電気通信事業法施行規則第29条 第3号】
 - **ヒューマンエラー防止策**に関する事
 - 電気通信設備の損傷又は故障による利用者に及ぼす影響が大きい（交換機能、制御機能、加入者管理機能等を有する）設備に対する**リスクの分析・評価、事業継続計画の策定**に関する事
 - 管理規程の**遵守状況**、電気通信設備の保守・運用等に必要な**経営資源の状況**について自ら行う**点検及び評価**に関する事

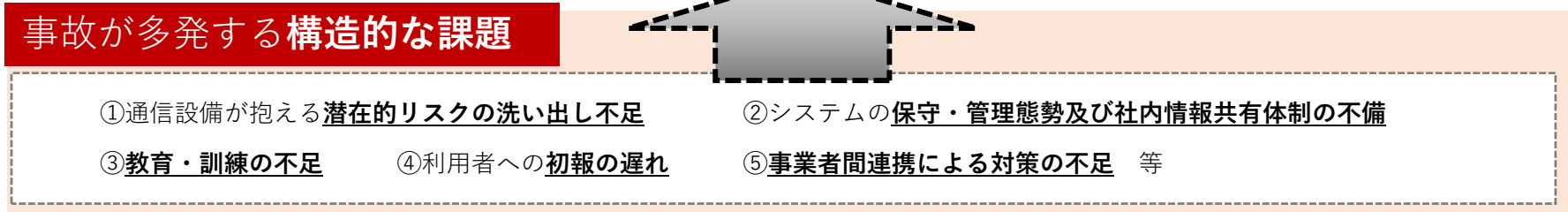
管理規程の細目を定める告示

(注)平成27年総務省告示第67号（管理規程の細目を定める件）

- **管理規程の細目は告示で定めており、管理規程の届出事項として、当該告示(注)に以下を追加**。
 - 設備の工事、維持及び運用に係る**作業の教育・訓練、応急復旧措置に係る訓練**に関する事
 - **故障等のリスク**（予備設備への切替不能及びサイレント故障のリスク含む）の**洗い出し**、対応措置及び**応急復旧措置の整備、サービスへの影響評価**（想定復旧時間を含む）に関する事
 - **周知・広報に関する国のガイドライン等を踏まえた取組**に関する事
 - **経営の責任者による一年に一回以上の管理規程の遵守状況、経営資源（人材、設備、資金、組織）の状況**について、自ら行う**点検及び評価**に関する事

※ 上記改正に合わせて「**情報通信ネットワーク安全・信頼性基準**」(昭和62年2月14日郵政省告示第73号)も改正

通信事故が多発する構造的要因と問題の検証



新たな取組

- 構造的な課題に対応し、連続する事故の根源を改善させるため、以下の取組を実施。

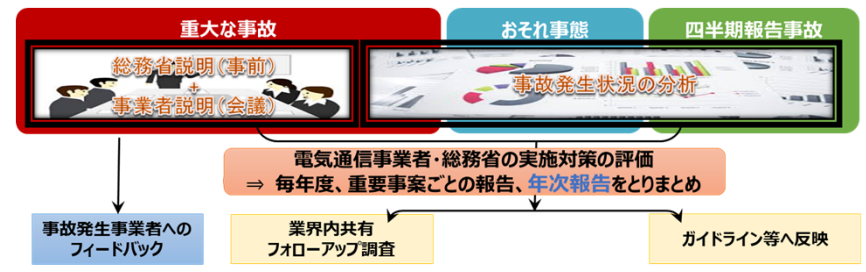
構造問題検証 **構造的問題に踏み込んだ検証** 【令和4年12月検証開始、本年3月に報告書とりまとめ】

- ✓ 電気通信事故検証会議において、個別の事故の背景にある組織・体制面等の構造的問題を含め検証を行うとともに、対応策について検討を行う。

【参考】電気通信事故検証会議

電気通信事故の大規模化・長時間化やその内容・原因等の多様化・複雑化を踏まえ、報告された事故について、外部の専門的知見を活用しつつ、検証を行うことにより、電気通信事故の発生に係る各段階で必要な措置が適切に確保される環境を整備するとともに、電気通信事故の再発防止を図る。

- 【構成員】(令和5年9月現在) (五十音順、敬称略)
- 相田 仁 (東京大学 名誉教授)
 - 内田 真人 (早稲田大学 理工学術院 教授)
 - 加藤 玲子 ((独)国民生活センター 相談情報部相談第2課 課長)
 - 黒坂 達也 (株式会社企 代表取締役)
 - 妙中 雄三 (奈良先端科学技術大学院大学 先端技術研究科 准教授)
 - 長谷川 剛 (東北大学 電気通信研究所 情報通信基盤研究部門 教授)
 - 堀越 功 (株式会社日経BP 日経ビジネス副編集長)
 - 森井 昌克 (神戸大学大学院 工学研究科 教授)
 - 矢入 郁子 (上智大学 理工学部 情報理工学科 教授)



電気通信事故検証会議 構造的問題の検証に係る報告書の概要(令和5年3月)

- ✓ 電気通信事故検証会議の報告書では、電気通信事故に共通する構造的問題として、保守運用態勢に対するガバナンスの不足、第三者によるモニタリングの不足、設備に内在するリスクの洗い出し不足、高負荷時の動作検証の不足、訓練、ヒューマンエラー防止策、利用者周知等の課題が指摘された。
- ✓ また、対応策として、経営層によるガバナンス強化、外部モニタリング、リスクの洗い出し、著しい高負荷時の動作検証など、**下記赤字①～⑧等を新たに導入することが適当**とされた。当該報告書を踏まえて省令等を改正。

電 気 通 信 事 業 者

設備故障リスク対策

- 設備管理の方針
- ソフトウェアの信頼性確保
- ふくそう対策
- ③設備におけるリスク管理・リスクの洗い出し
- ④予備系設備への切替え不能時等の対処
- ⑤著しい高負荷時の動作検証（技術基準） 等

人的リスク対策

- 法令遵守
- 統括管理者・責任者等の職務
- 組織内外の連携
- ⑥メンテナンス訓練・復旧訓練
- ⑦ヒューマンエラー防止対策
- ⑧適切な利用者周知 等

(委託先含む)対策を実行する態勢等 (ヒト,モノ,カネ,組織等)

①経営層による実行状況・態勢等への点検義務

経営層によるガバナンス

②事業者が実施した点検結果へのモニタリング

行政による外部モニタリング (ガバナンスベース・設備ベース)

※電気通信役務を提供する指定公共機関であるNTT東西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの7者を対象